

特集

TPP交渉の合意
及び関連政策

特集

TPP交渉の合意及び関連政策

TPPは12か国で交渉を行い、平成27（2015）年10月に大筋合意された。まずは合意内容の丁寧な説明を行い、攻めの農林水産業への転換を目指し、同年11月に策定された「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、経営安定対策の充実に取り組んでいく。

我が国が平成25（2013）年7月から参加した環太平洋パートナーシップ（以下「TPP¹」という。）交渉は、平成27（2015）年10月5日に大筋合意に至り、平成28（2016）年2月4日に関係国間で署名されました。TPPは、アジア・太平洋地域の12か国が参加し、世界のGDP²の約4割、人口の1割強を占める経済圏をカバーするものです（図1）。その内容は、物品にかかる関税の削減・撤廃だけでなく、サービス及び投資の自由化を進め、更には知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するものとなっています。

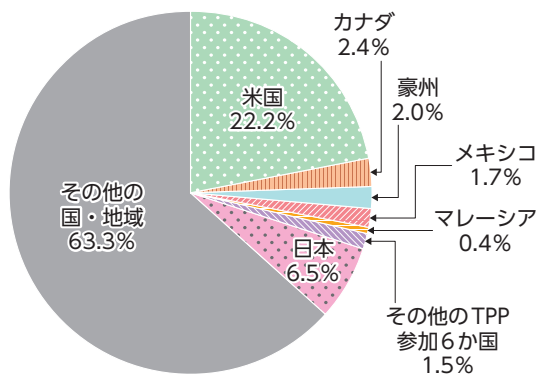
以下では、TPP交渉合意までの経緯、合意内容並びに農林水産物への影響及び対策について記述します。

(1) 交渉の経緯

ア 交渉の概要

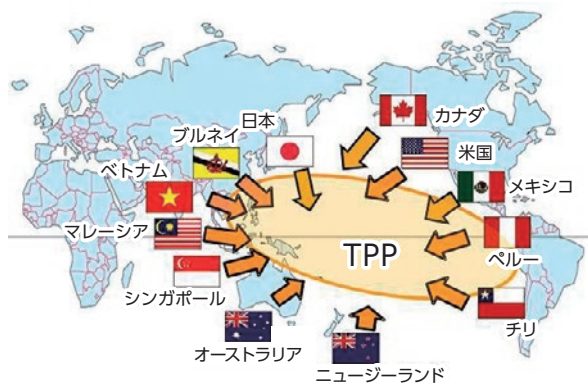
TPP交渉は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー及びベトナムの計8か国によって平成22（2010）年3月に開始されました。その後、同年10月にマレーシア、平成24（2012）年11月にメキシコ及びカナダ、平成25（2013）年7月に我が国が参加し、最終的には12か国で交渉が行われました（図2）。

図1 世界全体のGDPにTPP参加国が占める割合（平成25（2013）年）



資料：IMF [World Economic Outlook Database April 2015]

図2 TPP参加国



資料：内閣官房TPP政府対策本部資料

1 Trans-Pacific Partnershipの略
2 [用語の解説]を参照

交渉は、自由貿易協定 (FTA)¹の基本的な構成要素である物品市場アクセス (物品の関税の撤廃・削減) やサービス貿易のみではなく、非関税分野 (投資、競争、知的財産、政府調達等) におけるルール作りのほか、新たな分野 (環境、労働、分野横断的事項等) を含む幅広い分野にわたりました (図3)。

図3 TPP30章の構成

<p>(1) 冒頭の規定及び一般的な定義</p> <p>協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3) 原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP 域内の原産品 (=TPP 域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4) 繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5) 税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6) 貿易上の救済</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置 (セーフガード措置) 等について定める。</p>	<p>(7) 衛生植物検疫 (SPS) 措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8) 貿易の技術的障害 (TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9) 投資</p> <p>投資家間の無差別原則 (内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10) 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>国境を越えるサービス提供に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス (数量制限等)、拠点設置要求禁止等に関するルールを定める。</p>
<p>(11) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12) ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16) 競争政策</p> <p>競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17) 国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18) 知的財産</p> <p>特許、商標、意匠、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和しないこと等について定める。</p>	<p>(20) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21) 協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22) 競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23) 開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24) 中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25) 規制の整合性</p> <p>締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を定める。</p>
<p>(26) 透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27) 運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29) 例外及び一般規定</p> <p>締約国に対する協定の適用の例外が認められる場合等について定める。</p>	<p>(30) 最終規定</p> <p>協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

資料：内閣官房 TPP 政府対策本部資料

1 【用語の解説】を参照

イ 交渉参加までの経緯

日本が交渉に参加する以前の平成23（2011）年11月12日に、TPP交渉参加9か国の首脳は、ホノルルにおいて、TPPが包括的な市場アクセスとして、関税その他の障壁を撤廃することを重要な特徴とする等を内容とする「TPPの輪郭」を発表しました。

その後、平成25（2013）年2月22日に開催された日米首脳会談で発表された日米の共同声明においては、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないこと」等が確認されました。これを踏まえ、同年3月15日、安倍内閣総理大臣はTPP交渉への参加を決断し、交渉参加国にその旨を通知しました。

TPP交渉への参加表明後、交渉参加に向けた協議を各国と行い、合意に至りました。これを受け、同年4月20日に、インドネシアで行われたTPP閣僚会合において、TPP交渉参加各国と我が国の間の二国間協議が終了したことが確認され、各国の国内手続が完了次第、日本はTPP交渉に参加する旨が発表されました。

交渉参加前の二国間協議に前後して、同年4月18日に参議院、19日に衆議院の農林水産委員会において、TPP交渉参加に関して、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」等が決議されました。

ウ 交渉への参加、大筋合意及び署名

我が国は、平成25（2013）年7月23日にマレーシアで開催された第18回会合から交渉に参加しました。同年8月に我が国が初めて参加したブルネイでのTPP閣僚会合の際に発表された共同声明においては、「野心的でバランスの取れた21世紀型の協定を達成するという共通の目標」に向けて取り組むことで一致しました。

その後も各地で行われた累次の会合に参加し、二国間会合や全体会合の場で、衆・参両院の農林水産委員会決議があることや、農林水産物にセンシティブリティが存在することを粘り強く説明し、交渉参加国と厳し

い議論を重ねました。そして、平成27（2015）年10月5日に米国のアトランタで行われたTPP閣僚会合において大筋合意がなされ、平成28（2016）年2月4日にニュージーランドのオークランドで署名が行われました（表1）。

		主なTPP交渉会合
平成25年 (2013)	7月	日本が交渉参加（於：コタキナバル）
	8月	TPP閣僚会合（於：ブルネイ）
	10月	TPP首脳会合、閣僚会合（於：パリ）
	12月	TPP閣僚会合（於：シンガポール）
26 (2014)	2月	日米閣僚協議（於：ワシントン）
		TPP閣僚会合（於：シンガポール）
	4月	日米閣僚協議（於：ワシントン）
		日米閣僚協議（於：東京）
	5月	TPP閣僚会合（於：シンガポール）
	9月	日米閣僚協議（於：ワシントン）
	10月	TPP閣僚会合（於：シドニー）
11月	TPP首脳会合、閣僚会合（於：北京）	
27 (2015)	4月	日米閣僚協議（於：東京）
	7月	TPP閣僚会合（於：ハワイ）
	9月～10月	TPP閣僚会合（於：アトランタ）、 大筋合意
28 (2016)	2月	署名式（於：オークランド）、 署名

資料：農林水産省作成

(2) 合意内容

ア 関税に関する合意

我が国は衆・参両院の農林水産委員会の決議を後ろ盾に、国内の農林水産業や農山漁村に悪影響を与えないよう、粘り強く交渉を行いました。この結果、農林水産品の総ライン数2,594ラインのうち17.7%（459ライン）が関税撤廃の例外¹となっており、これは我が国以外のTPP参加国平均が1.5%であるのに対し、特に高い割合となっています（表2）。

表2 TPP参加国の関税撤廃等の状況（農林水産品*）

	ライン数	撤廃	非撤廃（TRQ・削減等）
日本	2,594	82.3%	17.7%
11か国平均	-	98.5%	1.5%
米国	2,228	99.2%	0.8%
カナダ	1,752	94.6%	5.4%
豪州	1,125	100.0%	0.0%
メキシコ	1,564	96.6%	3.4%
マレーシア	3,030	99.6%	0.4%
シンガポール	1,744	100.0%	0.0%
チリ	2,107	98.1%	1.9%
ペルー	1,328	96.5%	3.5%
ニュージーランド	1,500	100.0%	0.0%
ベトナム	1,744	99.3%	0.7%
ブルネイ	1,744	100.0%	0.0%

資料：農林水産省作成

注：1）日本については、TPP参加国に対する関税撤廃等の状況。日本以外の国については、日本に対する関税撤廃等の状況

2）*日本以外の国の農林水産品については、国際的な品目分類（HS2012²）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。

さらに、合意内容を品目ごとにみても、重要5品目を中心に国家貿易制度・枠外関税の維持、関税割当てやセーフガードの創設、関税削減期間の長期間化等の有効な措置を獲得しています（表3）。

表3 重要5品目等の合意内容

品目	現在の関税率	合意内容
米	枠内税率：無税+マークアップ ³ 枠外税率：341円/kg	・現行の国家貿易制度 ⁴ を維持するとともに、枠外税率（341円/kg）を維持 ・その上で、既存のWTO枠（77万玄米t）の外に、米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定 （米国：5万実t（当初3年維持）→7万実t（13年目以降） 豪州：0.6万実t（当初3年維持）→0.84万実t（13年目以降））

1 この数字は最終的な協定の記載に使用された最新の平成24（2012）年に改訂されたHS条約（HS2012）による品目分類に基づくものです。交渉中及び大筋合意時には、交渉開始時に最新であった2007年に改訂されたHS条約（HS2007）による品目分類が用いられていたため、大筋合意時の数字（農林水産品の総ライン数2,328ラインのうち19.0%（443ライン）について関税撤廃の例外）とは異なりますが、品目分類上の整理の違いであり、合意内容は全く変わりません。

2 HS2012に基づく、国際貿易の対象となる品目の名称及び分類を国際的に統一する目的のために作られた6桁の番号であり、貨物を輸出入する際の品目分類に用いられています。HS条約は約5年に1回改正され、改正年を明示することでどの時点の品目分類かを明らかにしています。各国がHS条約に基づきこの6桁の番号を利用していますが、国内細分として桁数・番号の追加が認められており、我が国はHS6桁に国内細分3桁を加えた9桁を利用しています。

3 国家貿易品目について、政府が輸入する際に徴収している差益をいい、政府管理経費及び国内における生産振興対策に利用されています。

4 国が一元的に輸入を行う仕組みであり、我が国では米、麦及び指定乳製品の輸入を国家貿易により行っています。

品目	現在の関税率	合意内容																																															
麦																																																	
小麦	枠内税率：無税+マークアップ 枠外税率：55円/kg	・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持 ・ 既存のWTO枠に加え、米国（15万t（7年目以降））、カナダ（5.3万t（同））、豪州（5万t（同））にSBS方式の国別枠を新設 ・ マークアップを9年目までに45%削減																																															
大麦	枠内税率：無税+マークアップ 枠外税率：39円/kg	・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（39円/kg）を維持 ・ 既存のWTO枠に加え、SBS方式のTPP枠（6.5万t（9年目以降））を新設 ・ マークアップを9年目までに45%削減																																															
麦芽	枠内税率：無税 枠外税率：21.3円/kg	・ 現行の枠外税率（21.3円/kg）を維持 ・ 現行の関税割当て制度のほかに、需要動向に連動しない定量の国別枠を新設																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">いったないもの</th> <th colspan="2">いったもの</th> <th colspan="2">国別枠 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カナダ</td> <td>発効時</td> <td>89千t</td> <td>発効時</td> <td>4千t</td> <td>発効時</td> <td>93千t</td> </tr> <tr> <td>豪州</td> <td>発効時</td> <td>72千t</td> <td>発効時</td> <td>3千t</td> <td>発効時</td> <td>75千t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米国</td> <td>発効時</td> <td>20千t</td> <td>発効時</td> <td>0.7千t</td> <td>発効時</td> <td>20.7千t</td> </tr> <tr> <td>6年目以降</td> <td>32千t</td> <td>11年目</td> <td>1.05千t</td> <td>11年目</td> <td>33.05千t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>発効時</td> <td>181千t</td> <td>発効時</td> <td>7.7千t</td> <td>発効時</td> <td>188.7千t</td> </tr> <tr> <td>6年目以降</td> <td>193千t</td> <td>11年目</td> <td>8.05千t</td> <td>11年目</td> <td>201.05千t</td> </tr> </tbody> </table>		いったないもの		いったもの		国別枠 計		カナダ	発効時	89千t	発効時	4千t	発効時	93千t	豪州	発効時	72千t	発効時	3千t	発効時	75千t	米国	発効時	20千t	発効時	0.7千t	発効時	20.7千t	6年目以降	32千t	11年目	1.05千t	11年目	33.05千t	計	発効時	181千t	発効時	7.7千t	発効時	188.7千t	6年目以降	193千t	11年目	8.05千t	11年目	201.05千t
	いったないもの		いったもの		国別枠 計																																												
カナダ	発効時	89千t	発効時	4千t	発効時	93千t																																											
豪州	発効時	72千t	発効時	3千t	発効時	75千t																																											
米国	発効時	20千t	発効時	0.7千t	発効時	20.7千t																																											
	6年目以降	32千t	11年目	1.05千t	11年目	33.05千t																																											
計	発効時	181千t	発効時	7.7千t	発効時	188.7千t																																											
	6年目以降	193千t	11年目	8.05千t	11年目	201.05千t																																											
甘味資源作物																																																	
砂糖																																																	
粗糖・精製糖等	71.8円/kg（粗糖） 103.1円/kg（精製糖）	・ 現行の糖価調整制度 ¹ を維持 ・ 高糖度（糖度98.5度以上99.3度未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減 ・ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500t）を認める。																																															
加糖調製品	29.8%（加糖ココア粉） 10%（チョコレート菓子）など	・ 品目ごとにTPP枠を設定（計6.2万t（当初）→9.6万t（品目ごとに6～11年目以降））																																															
でん粉																																																	
でん粉等	枠内税率：0～25% 枠外税率：119円/kg	・ 糖価調整制度（調整金の徴収）、枠外税率（119円/kg）は現行通り維持 ・ TPP参加国を対象とした7,500tの関税割当て枠を設定（即時）																																															
コーンスターチ ばれいしょでん粉	枠内税率：0～25% 枠外税率：119円/kg	・ 米国に対し無税の関税割当ての設定* ・ 枠数量は、2,500tから6年目に3,250t * 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収																																															
イヌリン	枠内税率：25% 枠外税率：119円/kg	・ 米国とチリに対し、無税の関税割当ての設定 ・ 枠数量は、240tから11年目に300t																																															
小豆、いんげん	枠内税率：10% 枠外税率：354円/kg	・ 枠内税率について即時関税撤廃 ・ 枠外税率について現行維持																																															
落花生	枠内税率：10% 枠外税率：617円/kg	・ 枠内税率について即時関税撤廃 ・ 枠外税率について段階的に8年目に関税撤廃																																															
牛肉	38.5%	・ 16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避（米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得） ・ 16年目までという長期の関税削減期間を確保 ・ 輸入急増に対するセーフガードを措置（関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了）																																															
豚肉																																																	
豚肉	差額関税制度 ² ・ 524円/kg < 輸入価格の場合：4.3% ・ 524円/kg ≥ 輸入価格の場合：546.53円/kgと輸入価格の差額 ・ 64.53円/kg ≥ 輸入価格の場合：482円/kg	・ 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持 ・ 10年目までという長期の関税削減期間を確保（従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従量税（4.3%）は撤廃） ・ 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置																																															
ハム・ベーコン	差額関税制度	・ 初年度50%削減し、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 ・ 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置																																															
ソーセージ、 その他豚肉調製品	10%（ソーセージ） 20%（その他豚肉調製品）	・ 毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃																																															
乳製品																																																	
脱脂粉乳	枠内税率：25%、35%+マークアップ 枠外税率：21.3%+396円/kg、425円/kg 29.8%+396円/kg、425円/kg	・ 脱脂粉乳、バターについて、枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、TPP枠（民間貿易関税割当て枠）を設定（生乳換算で6万t（当初）→7万t（6年目以降）） （最近の追加輸入量の範囲内で設定）																																															
バター	枠内税率：35%+マークアップ 枠外税率：29.8%+985円/kg、29.8%+1,159円/kg																																																
ホエイ	枠内税率：25%、35%+マークアップ 枠外税率：29.8%+425円/kg、687円/kg	・ 脱脂粉乳（たんぱく質含有量34%）と競合する可能性が高いホエイ（たんぱく質含有量25～45%）について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保 ・ 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定																																															
チーズ	29.8%等	・ 日本人の嗜好に合うモッツァレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持 ・ 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長期の経過期間（16年目までの関税撤廃期間）を確保																																															

1 国内のさとうきび、てんさい生産者と、甘しや糖、てんさい糖製造事業者に対し、安く輸入される原料糖から徴収した調整金を主たる財源として、国費と合わせて交付金として支援する仕組みです。

2 輸入品の価格が低いときは基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収、価格が高いときには低率な従量税を適用する制度となっています。この制度により、海外からの安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止し、国内の需給及び価格の安定に寄与しています。

品目	現在の関税率	合意内容
鶏肉・鶏卵		
鶏肉	8.5%、11.9%	・基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 ・ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉（丸鶏及び骨付きも肉を除く。）については、段階的に6年目に関税撤廃
鶏肉調製品	6%、21.3%	・牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤廃 ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃（発効時に20%削減）
殻付き卵	17%、21.3%	・冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃（発効時に20%削減し、6年据え置きの後、7年目から段階的に13年目に関税撤廃） ・その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃
全卵	21.3%、 21.3%又は51円/kg	・全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃（発効時に50%削減し、6年据え置きの後、7年目に25%削減し、6年据え置きの後、13年目に関税撤廃） ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃
卵黄	18.8%、 20%又は48円/kg	
卵白	8%	
畑作物		
こんにゃくいも	こんにゃくいも 枠内税率：40% 枠外税率：2,796円/kg 製品：21.3%	・枠内税率について現行維持 ・枠外税率について段階的に6年目までに15%削減
茶	17%	・段階的に6年目に関税撤廃
トマト加工品	トマトピューレー・ペースト 枠内税率：無税 枠外税率：16%	・段階的に6年目に関税撤廃
	トマトケチャップ 21.3%	・段階的に11年目に関税撤廃
	トマトソース 17%	・段階的に11年目に関税撤廃
	トマトジュース 21.3%、29.8%	・段階的に6年目に関税撤廃
かぼちゃ、アスパラガス、にんじん	3%	・即時関税撤廃
たまねぎ	課税価格が1kgにつき67円以下のもの： 8.5% 課税価格が1kgにつき67円を超え73.70円以下のもの：「8.5%」又は「73.70円/kg－（課税価格）/kg」のうち低い方 課税価格が1kgにつき73円70銭を超えるもの：無税	・段階的に6年目に関税撤廃 －
果樹		
オレンジ（生果）	6月～11月 16% 12月～5月 32%	・4月～11月 段階的に6年目に関税撤廃 ・12月～3月 初年度に20%削減、3年間据置き、その後段階的に8年目に関税撤廃（関税削減期間中はセーフガードを措置）
オレンジ（果汁）	「21.3%」、「25.5%」、「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に6年目又は11年目に関税撤廃
りんご（生果）	17%	・初年度に25%削減、その後段階的に11年目に関税撤廃
りんご（果汁）	「19.1%」、「23%」、「29.8%」、「34%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に8年目又は11年目に関税撤廃
さくらんぼ	8.5%	・初年度に50%削減、その後段階的に6年目に関税撤廃
パイナップル（生果）	17%	・段階的に11年目に関税撤廃
パイナップル（缶詰）	枠内税率：無税 枠外税率：33円/kg	・現行の関税割当て制度のほか、枠外税率について段階的に6年目までに15%削減
ぶどう	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	・即時関税撤廃

資料：農林水産省作成

TPP参加国の対日関税については、我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目（牛肉、米、水産物、茶等）の全てについて関税撤廃を獲得しており、輸出の拡大が期待されています。特に、(1) 米国向けの牛肉については、15年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20倍から40倍（3,000t（当初）→6,250t（14年目））に相当する数量の無税枠、(2) 米国向けの米については、5年目に関税撤廃、(3) また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマ等全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃の措置を獲得しています。

イ ルール分野に関する合意

ルール分野の合意内容は多岐に渡りますが、農林水産業に特に関係が深いものは以下のとおりです。

物品の市場アクセス分野については、農産品の貿易に関して、TPP域内向けの輸出補助金・輸出税を禁止する規定が設けられました。また、食料の輸出制限について、その適用期間を原則6か月以内とすること等、WTO¹協定（世界貿易機関設立協定）より強化された規律が導入されることにより、輸入国側の食料安全保障²に寄与するものです。なお、未承認の遺伝子組換え作物の微量混入事案についての情報共有等の規定が設けられましたが、いずれの規定も各国の法令及び政策の範囲内での対応を求めるものであり、我が国の規制制度の変更を求められるものではありません。

食品の安全に関する分野については、我が国が既に締結しているWTO協定の中の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）を踏まえた内容となっており、SPS協定において認められている各国が必要な措置を取る権利・義務を確認しつつ、科学的根拠に基づいて、衛生植物検疫措置をとることが引き続き認められています。また、TPPは残留農薬や食品添加物の基準値等の個別の安全基準の緩和を求める内容ではなく、科学的根拠に基づいて措置を策定している我が国の制度変更が必要となる規定は設けられていません。なお、暫定的な措置を導入したり、科学的に正当な根拠がある場合には、国際基準に基づく措置によって達成されるよりも高いレベルの措置を導入・維持できるというSPS協定が規定する輸入国の権利を確認しています。さらに、TPPの貿易の技術的障害章（TBT章）でも、遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する我が国の制度変更が必要となる規定は設けられていません。

知的財産については、国際協定に基づく地理的表示（GI³）の保護手続に関してTPP参加国の共通ルールが整備されました。今後当該ルールに即した国際協定によるGIの相互保護を実現することにより、我が国の生産者が海外でGI保護を求める際の負担が軽減されるとともに、海外での不正使用も相手国政府が取り締まることで、我が国農林水産物・食品等のブランド化の推進と輸出促進に寄与するものと考えられます。

原産地規則⁴については、TPP参加国間の貿易について共通の原産地規則が策定されます。これにより、同様の証拠書類で原産地証明が可能となるなど、事業者の負担が軽減されます。

他にも、可能な限り貨物の到着後48時間以内に引取りを許可すること、急送貨物について、必要な税関書類の提出の後6時間以内に引取りを許可すること、投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止すること、ベトナムやマレーシアにおける小売サービス分野で外資規制が緩和されること等が規定されており、これらは貿易の円滑化や投資の促進につながるものです。

1、2 [用語の解説] を参照

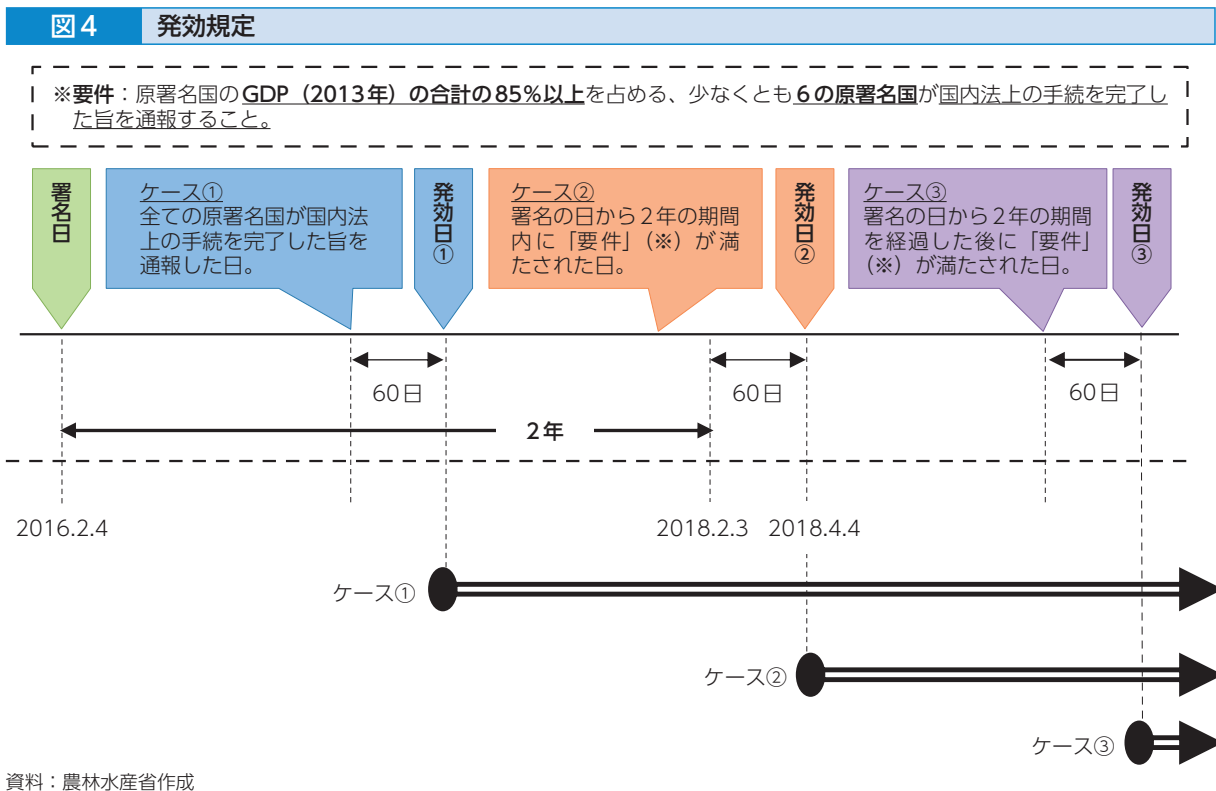
3 Geographical Indicationの略

4 経済連携協定（EPA）は、協定を結んだ相手国との間の貿易についてのみ関税を削減・撤廃する約束となっており、どのような材料を用い、どのような製造工程を経た産品が関税削減・撤廃の対象となるかを明確にしておく必要があります（EPA税率が適用される産品を「原産品」と呼びます）。これをはっきりさせておかないと、全く関係のない第三国の産品が、相手国をただ経由して輸入された場合についてもEPA税率が適用されてしまうおそれがあります。このため、その基準やそれを税関で確認できるよう証明又は申告する制度、税関が事後的に確認する手続等をそれぞれの経済連携協定で定めており、これを原産地規則と呼びます。

ウ 発効規定

TPPは平成28（2016）年2月4日に署名が行われており、その後各国が議会承認、国内法改正等の手続を行います。我が国においては、同年3月8日に国会へ提出されました。

TPPでは、署名の日から2年以内（平成30（2018）年2月3日まで）に全ての国の手続が完了した場合は、完了した旨の通報の後60日で発効すると規定されています。また、2年以内に全ての国の手続が完了していない場合は、2年が経った時点で原署名国の平成25（2013）年のGDP合計の85%以上を占める、少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨の通報をしていれば、署名の日から2年と60日後（平成30（2018）年4月4日）に発効すると規定されています。もし、2年以内に上記の条件を満たしていなければ、その後上記条件を満たす最後の通報の後60日で発効すると規定されています（図4）。



(3)「総合的なTPP関連政策大綱」の策定

ア 大筋合意を踏まえた対応

TPPによって、12か国合わせて8億人を超える巨大経済圏が誕生し、我が国の暮らしや企業活動等に様々な利点をもたらすことが期待されますが、農林水産業では相手国の関税削減により輸出拡大が見込まれる反面、我が国の関税の削減による海外の農林水産物との競争が起きる可能性があるなど課題もあります。

TPP交渉の大筋合意を踏まえた政策面での対応についての検討は、平成27（2015）年10月9日に設置された、安倍内閣総理大臣を本部長として全閣僚を構成員とする「TPP総合対策本部」において、政府全体で責任をもって行うこととされました。

同年10月9日のTPP総合対策本部では「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」が決定され、TPP交渉の大筋合意を踏まえ、TPPを経済再生及び地方創生に直結するものとするため、今後、協定

の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていくに当たり、(1) TPPの活用促進による新たな市場開拓等、(2) TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化、(3) TPPの影響に関する国民の不安の払拭の3点を基本目標とすることとされました。

この基本方針において、農林水産分野については、農林水産業を担う人々の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、「農林水産業・地域の活力創造本部」で対策の検討を進めることとされました。これを踏まえ、農林水産省においても、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省TPP対策本部」を設置し、検討を進めることとされました。

また、保秘義務がかかった交渉であり、農家に不安の声もあったことから、大筋合意の内容や基本方針を丁寧に説明するため、農林水産省では、平成27(2015)年10月15日から10月30日にかけて、水田・畑作関係品目、園芸関係品目、畜産関係品目、食品産業向けに分野を分けた分野別説明会を、地域ブロックごとに計46回開催しました。

同年11月には、品目ごとの農林水産物への影響について分析した結果が公表されました(表4)。

表4 品目ごとの農林水産物への影響について

1. 品目ごとの農林水産物の影響 (合計40品目)

影響	品目	対応方向等
1 特段の影響は見込み難い	麦芽、小豆、いんげん、落花生、パイナップル、茶、こんにゃく、いも、のり、こんぶ、わかめ・ひじき、うなぎ	更なる競争力の強化が必要
2 影響は限定的と見込まれる	オレンジ、りんご、さくらんぼ、ぶどう、トマト加工品、かぼちゃ、アスパラガス、たまねぎ、にんじん、鶏肉、鶏卵、合板等、製材(SPF)、あじ、さば、まいわし、ほたてがい、まだら、するめいか・あかいか・やりいか、かつお・まぐろ類、さけ・ます類	長期的には、国産価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要
3 国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い	米	国別枠により輸入米の数量が拡大することで、国内の米の流通量がその分増加することとなれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されることから、備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、更なる競争力の強化が必要
内麦優先の国家貿易運用により輸入の増大は見込み難い	小麦、大麦	マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産小麦(大麦)の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要
てんさい、さとうきびの生産に特段の影響は見込み難いが、加糖調製品の流入の懸念	砂糖	安価な加糖調製品の流入により、糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要
影響は限定的と見込まれるが、一部低価格な外国産の輸入も懸念	でん粉	一部低価格な外国産の輸入も懸念されることから、国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要
4 当面、輸入の急増は見込み難いが、長期的には、関税引下げの影響の懸念	牛肉	長期的には、米国・豪州等からの輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される。このため、国内の肉用牛生産について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要
	豚肉	長期的には、従量税の引下げに伴って、低価格部位の一部がコンピネーション ¹ によらず輸入される可能性が否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される。このため、国内の養豚について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要
	乳製品	長期的には、競合する国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳の乳価の下落も懸念される。このため、国内の酪農について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要

1 安い部位と高い部位を組み合わせることで輸入すること

2. 日本産農林水産物・食品の輸出（重点品目：8品目）

影響	品目	対応方向等
更なる輸出拡大が期待	重点品目 (水産物、加工食品、コム・コム加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶)	更なる輸出促進の取組を強化 輸出環境課題（動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等）の解決に向けた取組も必要

資料：農林水産省作成

イ 「総合的な TPP 関連政策大綱」 の策定

地域ブロックごとの説明会等において、農林漁業者から不安や懸念の声、農林水産分野の体質強化対策を早急に示して欲しいといった声が寄せられたことも踏まえ、平成27（2015）年11月25日にTPP総合対策本部で「総合的な TPP 関連政策大綱」（以下「政策大綱」という。）が策定されました（図5）。

図5 総合的な TPP 関連政策大綱の概要

- ・世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- ・本政策大綱は、TPPの効果を実に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- ・本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- ・本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国	グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）	農政新時代
<p><TPPの活用促進></p> <p>1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○TPPの普及、啓発 ○中堅・中小企業等のための相談窓口の整備 <p>2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム） ○コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進 ○農林水産物・食品輸出の戦略的推進 ○インフラシステムの輸出促進 ○海外展開先のビジネス環境整備 	<p><TPPを通じた「強い経済」の実現></p> <p>1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進 ○対内投資活性化の促進 <p>2 地域の「稼ぐ力」強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の関する情報発信 ○地域リソースの結集・ブランド化 <p><食の安全、知的財産></p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸入食品監視指導體制強化、原料原産地表示 ○特許、商標、著作権関係について必要な措置 ○著作権等の利用円滑化等 	<p><農林水産業></p> <p>1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成 ○国際競争力のある産地イノベーションの促進 ○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進 ○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓 ○合板・製材の国際競争力の強化 ○持続可能な収益性の高い操業体制への転換 ○消費者との連携強化、規制改革・税制改正 <p>2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米（政府備蓄米の運営見直し） ○麦（経営所得安定対策の着実な実施） ○牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実） ○甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

資料：内閣官房 TPP 政府対策本部資料

政策大綱では、TPPの活用を促進するため、全国各地での説明会の開催や原産地性の自己証明の手續に関するガイドラインの整備等によるTPPの普及・啓発や、中堅・中小企業等のための相談体制を整備するなど、丁寧な情報提供及び相談体制の整備を行うこととされています。

また、新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援として、農林水産物・食品輸出の戦略的推進等を行うこととされています。農林水産物・食品の輸出については、平成32（2020）年の輸出額1兆円目標の前倒しが目標として掲げられ、以下の事項に取り組むこととされています。

- 1 高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

2 日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示（GI）の活用を促進する。

3 農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

さらに、TPPを通じた「強い経済」の実現のため、TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策及び地域の「稼ぐ力」の強化に取り組むこととされています。

分野別施策展開として、農林水産業、食の安全・安心、知的財産等についても記述されています。

具体的には、(1)「攻めの農林水産業への転換」として、

- ①次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ②国際競争力のある産地イノベーションの促進
- ③畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ④高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ⑤合板・製材の国際競争力の強化
- ⑥持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ⑦消費者との連携強化
- ⑧規制改革・税制改正

といった競争力強化・体質強化対策を講ずるとともに、(2)「経営安定・安定供給のための備え」として、

- ①米については、政府備蓄米の運営を見直し、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入

（注）備蓄米は今後も平時には最終的に非主食用（飼料用、加工用、援助用）として売却

- ②麦については、経営所得安定対策の着実な実施
- ③牛肉・豚肉、乳製品については、牛マルキン及び豚マルキン¹の法制化、牛・豚マルキンの補填率の引上げ、豚マルキンの国庫負担水準の引上げ等
- ④甘味資源作物については、加糖調製品の調整金の対象化

等、TPP発効後の経営安定に万全を期すため、発効に合わせて経営安定対策の充実等を講ずることとされています。また、(3) 農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略として、12の検討継続項目を掲げ、平成28（2016）年秋を目途に具体的な内容を詰めることとされています。

ウ 政策大綱の実施に向けた動き

政策大綱のうち(1)の体質強化対策については、早急の実施し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押ししていく必要があることから、平成27（2015）年度補正予算に必要な予算が盛り込まれました。

また、(3)の検討継続項目については、輸出に関して、平成28（2016）年1月、「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に、農林水産業の輸出力強化ワーキンググループが設置されるなど、検討が開始されたところです。

1 正式名称は「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」及び「養豚経営安定対策事業」

さらに、同年3月にはTPPの的確な実施のために必要となる関連国内法について整備する「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、TPPと併せて国会に提出しました。この法律案においては、①牛マルキン及び豚マルキンの法制化、②加糖調製品の糖価調整法に基づく調整金の対象への追加、③諸外国との間でGIを相互保護するための仕組みの導入等が規定されています。

TPP合意を受けた新たな国際環境の下において、我が国の農政は「農政新時代」というべき新たなステージを迎えています。生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整え、「強くて豊かな農林水産業」及び「美しく活力ある農山漁村」を創りあげていくために、政策大綱に掲げられた政策を着実に実行していくこととしています。

総合的なTPP関連政策大綱（抜粋）

1. 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
- 合板・製材の国際競争力の強化
原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。
- 消費者との連携強化
消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。
- 規制改革・税制改正
攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

2. 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国1：生産者1→国3：生産者1）。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した*上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※準備が整い次第、協定発効に先立って実施

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

3. 対策の進め方

農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

4. 対策の効果検証・検討の継続

- 1. の施策については、政策目標を効果的、効率的に実現するという観点から、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。

○検討の継続項目

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方を見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示
- ・チェックオフ制度の導入
- ・従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続
- ・農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策
- ・配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- ・肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討
- ・農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

(4) 経済効果分析

政府は、TPPが発効した場合の我が国のマクロ経済に与える経済効果を分析し、平成27（2015）年12月24日にその結果を公表しています。

分析に当たっては、一般均衡経済モデルであるGTAP¹の最新版を使用し、関税に関する効果に加え、貿易円滑化等の非関税措置²によるコスト縮減、貿易・投資促進効果、さらには貿易・投資が促進されることで生産性が向上することによる効果等も含めた、総合的な経済効果分析となっています。

分析の結果は、TPPが発効し、その効果により我が国が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点において、実質GDPは2.6%増加し、平成26（2014）年度のGDP水準を用いて換算すると、約14兆円の拡大効果が見込まれるとされています（表5）。また、労働供給についても約80万人の増加が見込まれるとされています。

農林水産物については、国家貿易等通常の間税と異なる複雑な国境措置があることから、その影響については、個別品目ごとに精査し積み上げた生産量の見込みをGTAPモデルに組み入れて試算しています。

農林水産分野の試算については、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目である19品目の農産物、14品目の林水産物を対象とし、TPPの大筋合意内容や政策大綱に基づく政策対応を考慮して算出しています。

具体的には、平成27（2015）年11月に公表した影響分析「品目毎の農林水産物への影響について」を踏まえ、個別品目ごとに、国産品及び輸入品の価格を出発点として、原則として、①内外価格差、品質格差等の観点から、輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分し、②価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率（関税削減相当分÷国産品価格）の1/2の割合で価格が低下すると見込み、③生産量については、国内対策の効果を考慮するといった前提を置いています。

この前提の下、合意内容の最終年における生産額への影響を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算しています。また、上記前提のうち、価格について、品目によっては、上記で求めた価格を下限値とした上で、国内対策により品質向上や高付加価値化等を進める効果を勘案し、①競合する部分は、関税削減相当分の1/2の価格低下、②競合しない部分は、競合する部分の価格低下率の1/2の価格低下として求めた価格を上限値としています。

この結果、農林水産物の生産額は、関税削減等の影響で価格低下により約1,300億円から2,100億円減少するものの、政策大綱に基づく体質強化対策による生産コストの低減・品質向上等の国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込まれています。また、食料自給率は、基準とした平成26（2014）年度の食料自給率と同水準のカロリーベース39%、生産額ベース64%となっています。

なお、この食料自給率の試算は、平成26（2014）年度の数値を前提に、今回のTPPの農林水産物の生産額への影響試算を反映した場合、食料自給率がどのように変化するか

1 Global Trade Analysis Projectの略。貿易政策を分析するために、パデュー大学のハートル教授らを中心にして作成された多地域型の一般均衡経済モデルの一種です。

2 TPP税率の適用が可能な12か国内の原産地規則が統一されることによる事業者の制度利用負担の緩和、輸出入業者や生産者自らが原産地証明書を作成する制度の導入による貿易手続の円滑化、一時的な入国に関する規定の整備や電子商取引に関する先進的かつ包括的なルールの構築等が該当します。

ということを示したものです。試算では、食料自給率がTPPによる影響を大きく受けるものではないとの結果となっており、引き続き食料・農業・農村基本計画に定める食料自給率目標（平成37（2025）年度にカロリーベース45%、生産額ベース73%）の達成に向けた取組が必要となっています。

表5 経済効果分析

分析結果	農林水産分野の評価
GDP変化：+2.59%（+13.6兆円） *実質GDPは524.7兆円（平成26（2014）年度） 労働供給変化：+1.25%（+79.5万人） *労働力人口は6,593万人、就業者数は6,360万人（平成26（2014）年度）	関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。 農林水産物の生産減少額：約1,300億円～2,100億円 食料自給率（平成26（2014）年度）への影響： カロリーベース39%、生産額ベース64% ↓ 試算を反映したもの カロリーベース39%、生産額ベース64%

資料：内閣官房TPP政府対策本部資料

農林水産省は、政策大綱の策定や経済効果分析の結果の公表を受け、政策大綱を踏まえた農林水産分野の対策について、地方公共団体及び関係団体、関係者等に説明するため、平成28（2016）年1月7日から2月10日にかけて「農政新時代キャラバン ブロック別説明会及び都道府県別説明会」を全9ブロック及び全都道府県で、延べ57回開催しました。また、農林水産省では、TPP合意の結果や農林水産物への影響、農林水産分野の国内対策に関する資料を始め、説明会で寄せられた質問への回答をまとめたQ&A集や水田畑作、畜産、園芸等の品目別パンフレットをホームページ上に公表しました。あわせて、各都道府県の地方参事官に、電話のみならずメールでも問合せや相談ができる「地方参事官ホットライン」を開設しました。このような取組を通じて、今後も丁寧に説明を行うこととしています。

コラム 世界銀行によるTPPの経済効果分析

TPPの経済効果について、世界銀行が平成28（2016）年1月に公表した「Global Economic Prospects」の中の「Potential Macroeconomic Implications of the Trans-Pacific Partnership」で記述されています。その中の試算では、平成42（2030）年までにTPP参加12か国のGDPは平均で1.1%伸びるとされています。その中で、効果が最も大きいのはベトナムの10%、次いでマレーシアの8%となっており、我が国は2.7%でTPP参加12か国のうち6番目の伸びが期待できるとされています。

また、貿易については、平成42（2030）年までにTPP参加12か国の貿易量は11%伸びるとされています。輸出について伸びが最も大きいのは、前述のGDPと同様にベトナムとなっており、次いで我が国、マレーシアの順となっています。